

諮問日：令和4年5月2日（令和4年度（情）諮問第2号）

答申日：令和4年9月13日（令和4年度（情）答申第17号）

件名：特定年月以降、福島地方裁判所からあらかじめ選ばれている司法委員の氏名・職業・任期が分かる資料の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

平成31年4月以降、福島地方裁判所本庁、同管内5支部（相馬・郡山・白河・会津若松・いわき）及び県内の簡易裁判所が選任した、事件ごとではなく、予め地方裁判所から選ばれている司法委員の氏名・職業・任期が分かる資料（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、福島地方裁判所長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、福島地方裁判所長が令和4年3月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

司法委員の氏名は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条イのただし書記載の慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（口頭弁論調書に記載有・絶対的開示事由）で、開示により、個人の権利利益を侵害するおそれがないから。行政に付随する各種委員の氏名は公表の慣行があるとして該当性が肯定されているから。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 原判断庁は、本件開示申出文書について、「平成31年4月以降の、福島地方裁判所、同管内5支部及び県内簡易裁判所において、司法委員となるべき者としてあらかじめ福島地方裁判所から選ばれている者の氏名、職業及び選ばれている期間が分かる文書」と整理し、本件対象文書を対象文書として特定した。そして、本件対象文書中、各欄に記載された情報は、各司法委員となるべき者（以下「司法委員候補者」という。）の記載ごとに一体として法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

このうち、「職業」欄の一部及び「備考」欄は、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるから、原判断において、取扱要綱記第3の2により部分開示されているが、これらを除く部分については、法5条1号ただし書イからハマまでに相当する事情は認められず、また、取扱要綱記第3の2による部分開示も相当ではないため不開示とされたものである。

2 苦情申出人は、本件対象文書のうち司法委員の氏名は、法5条1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する旨主張する。

3 この点、裁判所では、公務員としての説明責任の観点から、常勤、非常勤の区別なく職員の氏名は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法5条1号ただし書イ）に当たるものとして、原則として公にすることとしているが、司法委員は特定の事件の指定を受けることで非常勤の裁判所職員の身分を取得するところ、本件対象文書に記載されている情報は、特定の事件の指定を受ける前の司法委員候補者であるから、その氏名については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

4 また、苦情申出人は、行政に付随する各種委員の氏名は公表慣行があるとして法5条1号ただし書イの該当性が肯定されている旨主張するが、裁判所における職員の氏名に関する公表慣行は上記のとおりであり、苦情申出人の主張す

る行政に付随する各種委員の氏名の公表慣行については関知するものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年5月2日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月15日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年9月9日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 原判断庁は、本件開示申出について、「平成31年4月以降の、福島地方裁判所、同管内5支部及び県内簡易裁判所において、司法委員となるべき者としてあらかじめ福島地方裁判所から選ばれている者の氏名、職業及び選ばれている期間が分かる文書」の開示を申し出るものと整理したとのことであり、本件開示申出書の記載及び福島家庭裁判所職員の苦情申出人への電話による確認結果を踏まえれば、本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。
- 2 見分の結果によれば、本件対象文書中の各欄に記載された情報は、各司法委員候補者の記載ごとにそれぞれ一体として、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。このうち、「職業」欄の一部及び「備考」欄は、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとして、原判断において既に開示されている。
- 3 苦情申出人は、本件対象文書のうち司法委員の氏名は、法5条1号ただし書の「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する旨主張する。

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名について、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、

公にするものとされ（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」）、裁判所では、上記申合せに準じ、常勤、非常勤の区別なく職員の氏名は原則として公にすることとしていることが認められた。そこで検討すると、司法委員は、特定の事件の指定を受けることによって、非常勤の裁判所職員の身分を取得する者であるが（民事訴訟法279条3項参照）、本件対象文書に記載されている情報は、特定の事件の指定を受ける前の司法委員候補者の氏名であるから、裁判所職員の身分を取得していない者の氏名である。したがって、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

また、苦情申出人は、行政に付随する各種委員の氏名は公表慣行があるとして法5条1号ただし書イの該当性が肯定されている旨主張する。しかし、苦情申出人が主張する行政に付随する各種委員の氏名についての公表慣行が存在したとしても、裁判所職員の身分を取得する前の者の氏名についての公表慣行を左右するものではない。

したがって、苦情申出人の上記主張はいずれも採用することができない。

- 4 上記司法委員候補者の氏名を含む原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）に記載された情報については、法5条1号ただし書イからハまでに相当する事情は認められない。したがって、本件不開示部分に記載された情報は、法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。
- 5 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 平成31年度司法委員となるべき者の名簿（平成31年2月1日現在）
- 2 令和2年度司法委員となるべき者の名簿
- 3 令和3年度司法委員となるべき者の名簿
- 4 令和4年度司法委員となるべき者の名簿